

葛城市屋内運動場空調設備整備事業に係る審査実施要領

1. 選考方法

選考は、葛城市屋内運動場空調設備整備事業に係る事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、まず1次審査で書面審査を実施する。その結果をもって2次審査の価格審査及びプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。

2. 1次審査<50点満点>

審査は、委員会事務局（教育総務課）において以下のとおり書面審査を行い、配点点数の上位4位を選定する。ただし、参加申込書の提出が4社を超えない場合はすべての者を2次審査の対象とする。

① 事業者の設計業務実績<5点満点>

本事業に参加する事業者または協力事業者の設計業務の過去実績について、以下の加点を行う。

対 象：【様式 9】設計業務実績調書

評価方法：以下の（ア）及び（イ）のすべてに該当する業務を1件とし、1件につき配点に応じて評価点を算出する。（最大5件まで）

- （ア） 過去10年以内（平成28年4月1日から令和8年3月31日）に元請けとして受注した実施設計業務
- （イ） 同種又は類似施設について、大空間（床面積300㎡以上及び平均天井高3m以上）又は200席以上の観覧席又は客席を有する室に冷暖房設備を新設（新築物件への設置含む。）する実施設計業務

配点 A		実績件数 B	評価点 A×B	合計
同種施設	1.0	件		最高 5点
類似施設	0.5	件		

※ 同種施設：学校、体育施設又はスポーツ施設

※ 類似施設：学校、体育又はスポーツ施設以外の施設

② 事業者の施工業務実績<10点満点>

本事業に参加する事業者または協力事業者の施工業務の過去実績について、以下の加点を行う。

対 象：【様式 10】施工業務実績調書

評価方法：以下のアからウのすべてに該当する業務を1件とし、1件につき配点に応じて評価点を算出する。（最大5件まで）

- （ア） 国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した施工業務
- （イ） 過去10年以内（平成28年4月1日から令和8年3月31日）に元請けとして受注した施工業務

【別紙2】

- (ウ) 同種又は類似施設について、大空間（床面積 300 ㎡以上及び平均天井高 3m以上）又は 200 席以上の観覧席又は客席を有する室に冷暖房設備を新設（新築物件への設置含む。）する施工業務

配点 A		実績件数 B	評価点 A×B	合計
同種施設	2.0	件		最高 10 点
類似施設	1.0	件		

※ 同種施設：学校、体育施設又はスポーツ施設

※ 類似施設：学校、体育又はスポーツ施設以外の公共施設

③ 設計業務における配置技術者の実績<10 点満点>

本事業に従事する技術者の業務実績について、以下の加点を行う。

対 象：【様式 11】設計管理責任者実績調書

【様式 12】設計担当技術者実績調書

評価方法：以下のア及びイのにすべてに該当する業務を 1 件とし、1 件につき配点に応じて評価点を算出する。（設計管理責任者（管理技術者）、担当技術者それぞれ最大 5 件まで）

- (ア) 過去 10 年以内（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）に元請けとして受注した実施設計業務
- (イ) 同種又は類似施設について、大空間（床面積 300 ㎡以上及び平均天井高 3m以上）又は 200 席以上の観覧席又は客席を有する室に冷暖房設備を新設（新築物件への設置含む。）する実施設計業務

担当業務	配点 A		実績件数 B	評価点 A×B	合計
設計管理責任者 （管理技術者）	同種施設	1.0	件		最高 10 点
	類似施設	0.5	件		
担当技術者	同種施設	1.0	件		
	類似施設	0.5	件		

※ 同種施設：学校、体育施設又はスポーツ施設

※ 類似施設：学校、体育又はスポーツ施設以外の施設

※ 実績件数については、本業務にて配置される設計管理責任者（管理技術者）が過去実績において設計管理責任者（管理技術者）として従事した実績件数、担当技術者については本業務にて配置される担当技術者が設計管理技術者（管理技術者）若しくは担当技術者として配置された実績件数を評価対象とする。

※ 担当技術者を複数人配置する場合の評価点は、それぞれの担当技術者の評価点のう

【別紙2】

ち、最高点数を評価点とする。

- ※ 設計管理責任者（管理技術者）と担当技術者は、兼務することができるものとする。ただし、その場合は【様式 11】設計管理責任者実績調書、【様式 12】設計担当技術者実績調書のいずれか1つの実績調書のみを提出すること。

④ 施工業務における配置技術者の実績＜15 点満点＞

本事業に従事する技術者の業務実績について、以下の加点を行う。

対 象：【様式 13】施工管理責任者実績調書

【様式 14】現場代理人実績調書

評価方法：以下のアからウのすべてに該当する業務を 1 件とし、1 件につき配点に応じて評価点を算出する。（施工管理責任者（監理技術者）、現場代理人それぞれ最大 5 件まで）

- (ア) 国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した実施設計業務
- (イ) 過去 10 年以内（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）に元請けとして受注した施工業務
- (ウ) 同種又は類似施設について、大空間（床面積 300 ㎡以上及び平均天井高 3m 以上）又は 200 席以上の観覧席又は客席を有する室に冷暖房設備を新設（新築物件への設置含む。）する施工業務

担当業務	配点 A		実績件数 B	評価点 A×B	合計
施工管理責任者 （監理技術者）	同種施設	2.0	件		最高 15 点
	類似施設	1.0	件		
現場代理人	同種施設	1.0	件		
	類似施設	0.5	件		

※ 同種施設：学校、体育施設又はスポーツ施設

※ 類似施設：学校、体育又はスポーツ施設以外の公共施設

※ 実績件数については、本業務にて配置される施工管理責任者（監理技術者）、現場代理人が過去実績において監理技術者、現場代理人として従事した実績件数を評価対象とする。

※ 施工管理責任者（監理技術者）と現場代理人は、兼務することができるものとする。ただし、その場合は【様式 13】施工管理責任者実績調書、【様式 14】現場代理人実績調書のいずれか1つの実績調書のみを提出すること。

- ◆ 上記の①から④について、設計施工一括方式（デザインビルド方式）等により発注された設計業務及び施工業務が一括で発注された業務については、同一業務であっても、設計業務及び施工業務それぞれの実績とすることができる。

⑤ 葛城市内又は奈良県内の参加者における加点＜10 点満点＞

本事業に参加する単体事業者又はJVの構成員及びそれぞれが配置する協力事業者が葛城市内

【別紙2】

又は奈良県内の事業者が参加する場合について、下記の加点を行う。各業務で複数の事業者が該当する場合は、各事業者の評価点のうち、最高得点を評価点とする。

(ア) 設計業務の単体事業者又はJVの構成員及びそれぞれが配置する協力事業者<3 点満点>

評価	点数
本店所在地、支店若しくは営業所所在地が葛城市内である者	3 点
本店所在地が奈良県内である者	2 点
支店若しくは営業所所在地が奈良県内である者	1 点

(イ) 施工業務の単体事業者又はJVの構成員及びそれぞれが配置する協力事業者<7 点満点>

評価	点数
本店所在地が葛城市内である者	7 点
支店若しくは営業所所在地が葛城市内である者	5 点
本店所在地が奈良県内である者	5 点
支店若しくは営業所所在地が奈良県内である者	1 点

3. 2 次審査<350 点満点>

1 次審査により選定された者による価格審査及びプレゼンテーション審査を行い、1 次審査との合計点数の高い順から受託候補者、及び次点候補者を選定する。

① 価格点<50 点満点>

対 象：提案価格書（様式 19）

評価方法：下記により計算し、(A)の費用を価格点(1)とする。

(A) 仕様書に記載する本業務に必要となるすべての費用

（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

・最低提案価格者の得点は 50 点とする。

・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点=50 点×(最低提案価格※1／提案価格※2)」

※1：全提案者中最も低い提案価格

※2：当該提案者の提案価格

② プレゼンテーション審査(300 点満点)

対 象：事業提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答

評価方法：審査会において、各審査員（1 人につき 300 点満点・5 名）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第 3 位を四捨五入）を 2 次審査の得点とする。

2 次審査における評価基準は、「【別紙 3】葛城市屋内運動場空調設備整備事業に係る 2 次審査（プレゼンテーション）評価基準表」のとおりとする。

4. 2 次審査（プレゼンテーション）の内容

① 審 査 日：令和 8 年 10 月 30 日（金）予定（別途連絡）

【別紙2】

- ② 場 所：葛城市役所（別途連絡）
- ③ 出 席 者：Ⅰ 提案者 4 名以内
- ④ 実施時間：Ⅰ 提案者 45 分以内（提案 25 分、質疑応答 20 分）
※事前準備・片付けに係る時間は含まない。
- ⑤ 提案内容
「葛城市屋内運動場空調設備整備事業公募型プロポーザル実施要領 別添資料 2 事業提案書について」にある内容についてパワーポイント等において表現すること。
- ⑥ プレゼンテーションの順番
プレゼンテーションの順番は、事業提案書を提出した順番とする。
- ⑦ その他
スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

5. 受託候補者選定に関する特記事項

- ① 最低基準点
Ⅰ 次審査及び 2 次審査の合計点の満点（400 点）の 6 割（240 点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。
- ② 参加者が Ⅰ 者となった場合の取扱い
参加者が Ⅰ 者となった場合でも Ⅰ 次審査及び 2 次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。
- ③ Ⅰ 次審査及び 2 次審査の合計点が最高点で同点の者が 2 者以上の場合の取扱い
当該提案者それぞれの 2 次審査の得点が異なる場合、2 次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
当該提案者それぞれの Ⅰ 次審査の得点及び 2 次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。